



日本酒

おさらい講座

●その2

■酒税法に定められた酒類と内容

日本酒を造っている蔵元ですが、全国で約2,000社(且16年)、銘柄数で4,500、商品数で40,000というのが大まかな数字です。全体としては減少傾向にあります。

少しでもお酒をたしなまれる方は、日本酒やビール、ワインなどが醸造酒。焼酎や泡盛、ウイスキー、ブランデーなどが蒸留酒。というのによくご存知だと思えます。そして、お酒については、すべてが、がんじがらめに酒税法という法律で、お酒の種類(分類)と原料、製造法、アルコール分などが取り決められています。少し面倒ですが、飲むお酒と払うお金はここで決まってくるので、整理しておきます。

新酒税法(平成18年5月1日施行)第2条第1項には、この法律で「酒類」とはアルコール分1度以上の飲料をいう。と、あります。そして、第3条には、第1項から第24項までに、酒類の分類と定義、そして、原料やアルコール分などその内容が記されています。項目だけを紹介します。

1. 発泡酒類Ⅱビール、発泡酒
2. 醸造酒類Ⅱ清酒、果実酒など

3. 蒸留酒類Ⅱ焼酎(甲類)、(乙類)、ブランデー、スピリッツ

4. 混成酒類Ⅱ合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール

●清酒は、製造技術の向上によってさまざまなタイプのもものが市場に出てきました。これをはっきりとさせるために清酒の中で特別に名前がつけられたものを「特定名称」といい、これを「清酒の製法品質表示基準」(平成16年に改定)として表示されるようになりました。

■特定名称の清酒の表示基準

ここで定められているのは、吟醸酒、大吟醸酒、純米酒、純米吟醸酒、純米大吟醸酒、特別純米酒、本醸造酒、特別本醸造酒の8銘柄で、米、米麹、醸造アルコールといった使用原料、精米歩合の%、麴米歩合の%、吟醸造り、固有の香味、色沢などが要件として定められています。

●加えて、必要記載事項の表示として、原材料名、製造時期、保存または飲用上の注意事項、製造者の氏名または名称、製造場の所在地、容器の容量、清酒または日本酒、アルコール分などです。さらに、任意記載事項として原料米の品種名、清酒の産地名、貯蔵年数。清酒の製造場の特徴として、原酒、生酒、生貯蔵酒、生一本、樽酒など。このほかに、極

上、優良、高級などの用語。受賞の記述。それぞれの銘柄ごとに、ビンのラベルに記載されていますのでお読みになるとよろしいと思います。

●一方禁止事項もありまして、清酒の製法、品質が業界において、最高、第一、代表など最上級を意味する用語。官公庁御用達またはこれに類似する用語などです。

お酒の雑学…I

お酒の税金 腹立ちますが、これがお酒の税金です。

種類	容量	アルコール分	小売価格	酒税額	消費税額	酒税負担率
清酒	1.800ml	15.0%	1.835円	252.90円	91.75円	17.9%
焼酎 甲類	1.800	25.0	1.370	446.58	68.50	35.8
〃 乙類	1.800	25.0	1.564	446.58	78.20	32.0
ビール(大瓶)	633	5.0	321	140.57	16.05	46.5
ウイスキー	700	40.0	1.510	286.30	75.50	22.8
発泡酒	350	5.5	145	45.98	7.25	35.6